

「大阪府福祉・介護人材の処遇改善事業」に係る大阪府国民健康保険団体連合会の支払事務の終了について（お知らせ）

日頃より、障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、障がい福祉サービス等に係る「大阪府福祉・介護人材の処遇改善事業（以下「補助金事業」という。）」については、平成21年10月から平成24年3月までのサービス実施分を対象として、事業者からの申請に基づき大阪府国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を通じて補助金を交付し、当該補助金事業が終了した後は当該期間中における過誤調整及び月遅れ修正に対し、追給・返還の処理を実施してきました。

しかしながら、別添国からの通知（平成24年3月30日付け事務連絡）により、平成25年12月（11月請求分）をもって支払事務処理を終了しますのでお知らせします。

つきましては、過去に提供したサービスの過少申請により追給が生じる事業者におかれましては、11月請求分までに国保連へ修正申請してください。

注）11月請求の申請に間に合わなかった場合やそれ以降に過去の誤りが判明した場合等の救済処置は行いませんのでご注意ください。

逆に、現在過大申請等により本体報酬等の計画的な返還手続きを行っている事業者は、返還残金を有したまま当該支払事務処理が終了することになるため、別の方法により当該補助金を返還していただきます。これに該当する事業者は下記担当者あて連絡してください。

（問い合わせ先）

〒540-8570

大阪府中央区大手前2丁目

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

推進グループ 担当 岡田

TEL (06)6944-6026（直通）

FAX (06)6944-6674

事 務 連 絡

平成24年3月30日

各都道府県障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企 画 課

障害福祉課

障害者自立支援対策臨時特例交付金による「福祉・介護人材の処遇改善事業」等に
関して国保連へ支払事務を委託する場合の処理について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、障害者自立支援対策臨時特例交付金による「福祉・介護人材の処遇改善事業」、
「事業運営安定化事業」及び「移行時運営安定化事業」につきましては、平成24年3
月までの事業であり、また、「福祉・介護人材の処遇改善事業」の国保連における事務処理
については、平成24年7月までとしていたところです。

先日成立した第4次補正予算において特別対策事業を平成24年度までに延長したこと
に伴い、その精算時期については、「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」の第
2の(7)の①に「(略)ただし、平成24年度を超えて特別対策事業の精算等を行う必要
がある場合は、平成25年12月末まで延長することができる」こととしたところです。

これに伴い、国保連に支払事務を委託している場合の「福祉・介護人材の処遇改善事
業」、「事業運営安定化事業」及び「移行時運営安定化事業」の国保連の支払事務（過誤調
整、月遅れ請求の処理）の実施については、平成25年12月支払分（11月請求分）ま
でとしますので、ご遺漏なきようお願いいたします。

また、平成24年度の新規事業である「新体系定着支援事業」につきましても、国保連に支払事務の委託をできることとしておりますが、国保連における支払事務は平成25年12月支払分（11月請求分）までとしますので、御了知下さい。

そのため、当該事業の実施に関する国保連との委託契約については、必要に応じて、事業の追加や契約期間を延長する等の措置をお願いいたします。